政令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百四十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに同法附則第六条第二項及び第十一条並びに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条・第二条）
第二章　経過措置（第三条―第八条）
附則

第一章　関係政令の整備

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「が法第四十条の二第一項第三号又は第四号」を「に係る労働者派遣が法第四十条の二第一項第四号又は第五号」に改める。

第四条の見出し中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同条第一項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同項第十六号中「次条第六号に掲げる業務」を「建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務（法第四条第一項第二号に規定する建設業務を除く。）」に改め、同条第二項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に、「第二十三条第一項」を「第二条第四号」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

第十条第一号及び第三号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同条を第九条とする。

（行政手続法施行令の一部改正）

第二条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に、「第四十条の二第一項第一号、第三号及び第四号」を「第四十条の二第一項第二号、第四号及び第五号」に改める。

第二章　経過措置

（特定労働者派遣事業に関する経過措置についての読替え）

第三条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第六条第一項の規定による労働者派遣事業に関する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十九条の三第一項、第五十条、第五十一条第一項及び第五十六条第一項並びに改正法第一条の規定による改正後の労働者派遣法（以下「新法」という。）第五十九条及び第六十一条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

労働者派遣法第四十九条の三第一項	又はこれに基づく命令の規定
労働者派遣法第五十条及び第五十一条第一項	この法律
労働者派遣法第五十六条第一項	この法律
新法第五十九条	次の各号のいずれか
新法第六十一条各号列記以外の部分	次の各号
新法第六十一条第二号	第十一条第一項
	届出をし、又は第十一条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

若しくはこれに基づく命令の規定又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号。以下「平成二十七年改正法律」という。）附則第六条第三項の規定	この法律又は平成二十七年改正法附則第六条第三項から第五項までの規定
この法律並びに平成二十七年改正法附則第六条第四項及び第五項	労働者派遣法第五十六条第一項
第一号	この法律
次の各号（第一号を除く。）	次の各号のいずれか
第十一条第一項前段	第十一条第一項
届出をした者	届出をし、又は第十一条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

（労働者派遣事業の許可に関する経過措置）

第四条　改正法附則第三条第二項の申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

（欠格事由等に関する経過措置）

第五条　当分の間、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

労働者派遣法第六条第一号	この法律
新法第六条第四号	当該取消し

この法律若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号。以下「平成二十七年改正法律」という。）附則第六条第六項若しくは第七項	又は平成二十七年改正法附則第六条第四項の規定により同条第一項の規定による労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令